◇ 彦根市職員等の内部通報の主な流れ ◇

通　報　者　職員等

通　報　↓　　↑　事情聴取

※庁内の相談窓口または弁護士窓口いずれかに行う

相談窓口

［庁内の相談窓口］（当該内部通報に係る事項を所管する任命権者の区分により、原則第１窓口を優先）

任命権者	第１窓口	第２窓口
市長、議長、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会	総務部人事課	総務部総務課
病院事業管理者	市立病院事務局職員課	総務部人事課
消防長	消防本部消防総務課	
教育委員会	教育委員会事務局教育部教育総務課	

［弁護士窓口］　※H31.4.1から設置

弁護士、法律事務所へ委託

【報　告】

受理・不受理
処理の期間

調査の結果

報　告　↓

内部通報審査委員会

受理・不受理

調査、審査、報告、公表

勧告、告発

概　要　↓　【報 告】　調査結果　↓

市　長　→　**他の任命権者**

市長または他の任命権者は、

告発（必要に応じて）、再発防止措置

↓

公　表　件数、主な内容